

平成28年 3月31日

## 肥料の登録申請等に係る手数料について

### 1. 手数料の算出根拠

○ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく肥料の登録申請等に係る手数料は、人件費及び物件費から算出しています。

○ これら費用は、実費を勘案して定めています。

具体的には、資材の効果や品質に関係する検査、消費者の健康や環境への影響に関係する検査など肥料の登録等の事務に要する時間と、人件費や一般管理費の支出実績等から算出した時間当たりの単価を用いて算出しています。

### 2. 手数料の額（平成28年 4月～）

○ 手数料の額については、肥料取締法施行令（昭和25年政令第198号）に定められています。

登録申請	: 38,100円	}	合計53,100円
(参考 15,000円 : 登録免許税)			
仮登録申請	: 38,100円	}	合計53,100円
(参考 15,000円 : 登録免許税)			
更新申請	: 8,000円		
仮登録更新申請	: 8,000円		